

修正案

議案第 32 号 修正案 加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定に対する修正動議

(内 容) ①採用の公正の確保、②業務の進捗や効果の公表、③検証の実施と条例の見直し、についての規定を追加しようとするもの。

(修正理由) 8 年前の条例廃止時の議論並びにその後の検証結果を踏まえて、条例がより効果的に運用されることで、その効果が存分に発揮できるものとするとともに、制度の深化、向上を図るため。

討 論

討論とは、表決の前に賛成か反対かの自己の意見を表明することです。(発言順に掲載)

議案第 32 号 修正案 加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について 議案第 32 号 加西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

否決 (賛成 3、反対 11)
可決 (全会一致)

任期付職員の採用の公正さや条例の見直しについては、議会で十分に審査できることであり、議会として検証していくことは当然のことであるので修正案に反対する。

修正案

反対



森元清蔵 議員

任期付職員の制度の運用については、執行者側が PDCA を継続して行い、議会の審議を通じてチェックすることができるので、あえて条文を加える必要はないため修正案に反対する。

修正案

反対



森田博美 議員

職員採用の基本原則は、一般職の職員の採用に関する条例であり、規則・要綱であるので、それ以上の内容を任期付職員の制度に加えていく必要はないため修正案に反対する。

修正案

反対



井上芳弘 議員

議案第 42 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

可決 (賛成 9、反対 4)



井上芳弘 議員

賛成

議会には一事不再議の大原則があるが、今回の内容は、客観的に政党等の役員を辞任されており、諸事情を勘案して、今回の再提案は容認できる範疇として賛成する。

同じ会期中に同一案件を 2 回審議するのは一事不再議にあたり、先例を作らないために不同意とする。同一会期内に議会が 2 つの違う意思を示すことがあってはならない。

反対



深田真史 議員



中右憲利 議員

賛成

危惧された政治団体の会計責任者を辞任され、前回の状況からかわっているので賛成する。



森元清蔵 議員

賛成

一事不再議の原則でも、議決後に客観的な事情の変更や状況の変化があれば適用すべきではないので賛成する。